

## 糖尿病を取り巻く現状

現在、糖尿病を強く疑われるかたは、890万人。予備軍や治療を受けていないとされるかたは1320万人と言われています。

## 本当に怖いのは合併症です

糖尿病の合併症として、神経障害、感染症、血行障害などがあります。神経障害になると、足の指の間の水虫やウオノメが原因で、足に傷ができても気付かず、傷に菌が入り化膿しやすくなります。最後には足の血液の流れが悪くなり、足が腐ってしまう危険もあります。糖尿病による足のトラブルを早期発見し、重症化しないようにしなければいけません。当院では足の異常に対し、フットケア外来で対応、予防に努めています。

## 糖尿病チームの活動

糖尿病チームのメンバーは、医師、糖尿病療養指導士の資格を持った看護師、薬剤師、栄養士、理学療法士、検査技師など多職種約40名で構成され、それぞれの専門的知識を生かし、患者さんの糖尿病に対する自己管理を支援しています。



## 中央病院のチーム医療!

問 糖尿病ケアチーム・担当福沢 ☎ 5121 内線7570

第6回

～糖尿病ケアチーム～

チームでは、糖尿病患者へのカンファレンス、毎月2回患者さんへの糖尿病教室の開催、毎年1回一般市民への啓発活動の一環として糖尿病教室の開催などを行っています。

## 糖尿病外来からのお知らせ

10月から診療日が週2回に増えました。

診療日は次のとおりです。

▼水曜日 午前9時～

片野春人先生

▼金曜日 午前9時～

藤原史門先生

## 第4回糖尿病教室のお知らせ

1年に1回開催されるオープン式の勉強会で、どなたでも参加できます。糖尿病について楽しみながら勉強してみませんか。参加無料！お申し込み不要！

とき 11月11日(日)  
午後1時～3時

ところ さわらび会館（中央病院駐車場内）

内容 片野先生の講話「糖尿病のためになる話」や栄養相談、糖尿病クイズ、簡単にできる体操、血糖測定、カロリー・塩分・脂質含有量の展示

あなたの街の

## 法律相談



～第4回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は、「離婚の手続き」についてです。

問 生活環境課 ☎ 6725

Q 夫の暴力に悩んでおり、離婚をしたいと考えています。離婚するにはどのような手続きが必要ですか。

A 夫婦が離婚について合意すれば、市町村役場に所定の離婚届を提出することで、離婚が成立します（協議離婚）。

なお、離婚届提出の際、未成年のお子さんがいらっしゃる場合、いずれが親権者となるかについて記入する必要があります。

Q 夫も離婚には同意をしていますが、慰謝料や親権、財産の分け方について話し合いをしてもまとまりません。

A 家庭裁判所へ離婚調停の申し立てをすることができます。離婚調停では、調停委員の助言を得ながら、親権や慰謝料などについて話し合うことができます。調停で離婚そのほかの条件について合意すれば離婚が成立します（調停離婚）。

Q 調停ではなく、裁判を起すことはできますか。

A 「調停前置主義」といって、裁判の前に必ず調停をしなければならぬ、とされています。離婚の問題は、裁判官が下す判決によって解決するよりも、当事者の話し合いで解決する方が望ましいと考えられているためです。

Q 裁判離婚の場合、どのようなときに離婚が認められるのですか。

A 裁判上の離婚原因として、民法は①不貞行為②悪意の遺棄（不当な同居の拒否、生活費を一切入れないなど）③3年以上の生死不明④強度の精神障害にかり、回復の見込みがない⑤そのほか婚姻を継続できない重大な事由があるとき、の5つを定めています。

調停がまとまらず裁判になった場合、以上のうちどれか一つが存在することを証拠によって明らかにする必要があります。今回の場合、診断書を取得する、写真を残すなどして⑤に該当することを示す必要があります。

裁判では、離婚原因の存否のほか、慰謝料や財産分与など財産上の請求、親権者の指定、について判断をして判決を下します。

（文責）弁護士 花生 耕子  
いずみ法律事務所 ☎ 6558